

両替機専用カードのご利用規定

株式会社 富山第一銀行

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

この両替機専用カード（以下「専用カード」という）は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの専用カードの利用申込をお断りするものとします。

第2条 両替機専用カードの発行

当行が発行する専用カードは、当行がご利用者に貸与するものです。

第3条 専用カードの利用

- (1) 専用カードは、当行のカード対応両替機（以下「両替機」という。）を使用して包装硬貨（棒金硬貨）に両替する場合に使用します。（両替機による紙幣、包装硬貨以外の両替には専用カードは不要です）
- (2) ご利用時間は、銀行営業日の午前9時～午後3時までです。
- (3) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口で専用カードをご呈示下さい。故障時に限り、無料で両替を承ります。
- (4) 専用カードは、発行店の両替機のみ使用できます。
- (5) 紛失等の理由により専用カードを再発行した場合は、旧カードは使用できなくなります。

第4条 両替機の操作

- (1) 両替機のカード挿入口に専用カードを挿入し操作して下さい。
- (2) 1回あたりの両替は当行が定めた範囲内とします。

第5条 専用カードの喪失、破損

- (1) 専用カードを喪失または破損したときは、直ちにその旨をカード発行店にお届けください。
なお、専用カードの喪失または破損届け出後、一定期間（2ヵ月）以内に再発行の手続が行われない場合、再発行を希望しないものとして、解約扱いとなりますので、ご了承願います。
- (2) 専用カードの再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。
但し、磁気が不能になる等の不可抗力による原因の場合は、無料で専用カードを交換します。
- (3) 専用カードの再発行には、1週間程度かかりますのでご了承下さい。

第6条 専用カードの譲渡・転貸の禁止

専用カードは他人に譲渡または転貸することは出来ません。

第7条 利用期間

- (1) 専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する4月末日までとします。
- (2) その後、当行所定の利用手数料をお支払いいただいたとき、翌年4月末日まで引き続き専用カードをご使用出来ます。

第8条 利用手数料

- (1) 手数料は1年分を前払いするものとし、毎年5月7日（休日の場合は翌営業日）に、指定口座より当行所定の金額を引き落とします。なお、当初のご利用期間の手数料は、契約日に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から最初に到来する4月末日までの分を月割計算によりお支払いいただきます。
- (2) 契約期間中に解約手続をとった場合は、手続日の属する月の翌日から期間満了日かでの手数料を月割計算により払戻します。
- (3) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

第9条 解約

(1) 本利用は、ご利用者または当行の都合(注)により、いつでも解約することができます。

(注) 当行の都合により強制解約する場合

- A. 毎年 5月末日までにご利用者の手数料の入金がない場合
- B. ご利用者が専用カードを不正に利用した場合
- C. その他、相当の事由がある場合

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの専用カードの利用を停止し、または本人へ解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①両替機専用カードの利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (3) 解約の際は、専用カードをご返却いただきます。

第10条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。